

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、大工として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C所在の倉庫の補修工事中、足場から墜落し、負傷した。

請求人は、同日、D病院を受診し、「中心性頸髄損傷、大腿打撲傷、腰部打撲傷、頭部打撲傷、全身打撲症」等と診断され、複数の医療機関における療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことにつき、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるとは認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医証から判断して、①頰椎の運動障害、②頰部の神経障害、③腰部の神経障害であると認められるので、以下検討する。
- (2) 頰椎の運動障害については、頰椎の主要運動における可動域が参考可動域の1/2以下に制限されていないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、障害等級に該当する運動障害は認められないと判断する。
- (3) 頰部の神経障害について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、請求人の傷病名を外傷性頰椎椎間板ヘルニアとし、要旨、X線所見上、C5/6及びC6/7に変性を認め、神経症状の発生原因として同部左に椎間板によると思われる圧迫所見があると述べている。一方、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、上記E医師意見書及び同年〇月〇日に撮影されたMRI所見等をもとに、C5/6及びC6/7に椎間板ヘルニアによる圧迫所見があり、さらに頰椎の変形性変化による老化も見られている旨述べ、請求人に残存する障害は局部に神経症状を残すものに相当すると述べている。

当審査会としても、神経障害の原因及び程度について、上記画像所見を含む本件一件記録を精査したが、上記F医師の意見は妥当であり、請求人に残存する障害は、局部に神経症状を残すもの（障害等級第14級の9）に該当するものであると判断する。
- (4) 腰部の神経障害については、決定書理由に説示するとおり、障害等級に該当するものとは認められないと判断する。
- (5) したがって、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。